

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第137回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年9月19日（火）10時00分～10時52分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、西村 暢史、
西村 真由美、森 亮二、矢入 郁子

（以上6名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、廣瀬料金サービス課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
宇仁基盤整備促進課課長補佐、
五十嵐電気通信技術システム課長、
西潟データ通信課長

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）諮問事項

ア 検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指
定について【諮問第3170号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3171号】

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可）について

【諮問第3172号】

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第137回を開催いたします。本日はウェブによる審議を開催しております。委員9名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、御発言の際はマイク及びカメラをオンにいただき、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、諮問事項3件、報告事項1件でございます。

議 題

諮問事項

ア 検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定について
【諮問第3170号】

○三友部会長 初めに諮問第3170号「検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定について」、総務省から説明をお願いいたします。

○西潟データ通信課長 総務省データ通信課長をしております、西潟と申します。よろしくをお願いいたします。

諮問第3170号「検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定について」、御説明をさせていただきます。

諮問書については後程戻ってまいりますので省略し、パワーポイントの資料を御覧ください。今回の指定に係る部分、根っこにあるのが令和4年の電気通信事業法改正の部分であり、当時の「安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保」と真ん中に赤で囲っておりますけれども、ここの議論の流れであることを一つ思い出していただければと思います。

おめくりいただきまして、検索サービスやSNSに対する電気通信事業法の適用につ

いてでございます。令和4年の改正と今回お諮りさせていただいている部分との関係で御説明をさせていただきます。

検索サービスあるいはSNSを含め、電気通信回線設備、ネットワークを設置しないで、かつ、他人の通信を媒介しないサービスについては、検閲の禁止と通信の秘密といったケースを除いて、電気通信事業法の適用が除外されてきたのがこれまでの歴史でございます。

他方で、インターネットの発展等に伴いまして、登録や届出、いわゆる電気通信事業法の規律の中に入っている電気通信事業者と同等、あるいはそれ以上に利用者にサービスを提供し、社会経済活動に必要な役割を果たしている、そういった事業者がどんどん出てきているのがこれまでの実態でございます。

その中で、検索サービスですとかSNSのような他人の通信を実質的に媒介するサービスにつきまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの、こうしたものにつきましては、令和4年に電気通信事業法を改正しまして、電気通信事業法の適用を受けるようにしてきたところでございます。

具体的には、資料下の表の2つを御覧いただきますれば、2つの電気通信サービスを新たに定義いたしまして、電気通信事業法の適用を受ける事業者につきましては総務大臣が指定する、こうした制度を創設して、令和5年6月からこの制度が施行されているところでございます。

表の左側の検索情報電気通信役務については、入力された検索情報に対応して、この検索情報が記録された全てのページのドメイン名等を出力できるもの、これを提供するサービスであり、一般的なインターネット検索サービスを対象として考えておりまして、レストラン、商品など特定の分野の絞った検索サービスは対象外とすることとしておりまして、先ほど申し上げた、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもので、利用者の数が1,000万人以上、ここを閾値に置きまして、このサービスを提供する者に適用します。

また、表の右側に移っていただきまして、媒介相当電気通信役務でございますけれども、主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介するサービスであり、具体的にはSNS、登録制の掲示板、それから動画共有プラットフォーム、こういったものが対象になります。付随的なもの、例えばニュースサイトのコメントですとか、あるいは商取引に関する情報のみを扱うサービスは対象外としております。これも同じように、利用者の

利益に及ぼす影響の大きさとの意味で、1,000万人以上の閾値を設けております。

次のページをおめくりください。実際にこれらの新しいサービスを提供する者が、電気通信事業法に入ってくると、どういう規律を受けるかを模式的に示したものが3ページでございます。届出の対象となっており、指定を受けて電気通信事業者となった後、資料左下のグレーで囲っているところの規律が一般的に全部適用されます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。検索情報電気通信役務等の指定の続きでございますが、制度の概要で、趣旨は今御説明申し上げたとおりでございますが、この後といたしますか、令和5年6月の電気通信事業法の施行に伴いまして、こうしたサービスを提供する事業者は報告規則に基づいて、総務省に対し、利用者の数の年次報告を行っていただいております。これらのサービスにつきまして、先ほど申し上げたとおり、利用者数1,000万人を超えている部分については、告示により検索情報電気通信役務又は媒介相当電気通信役務を提供する者として総務大臣が指定をします。ここで申します利用者数は、前年度における月間のアクティブユーザーの年間の平均値です。こうしたものを報告いただくことになっております。

電気通信事業法の規定に基づきまして、総務大臣が行う指定につきましては、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することになっており、本日、ここでお諮りをさせていただいているところでございます。今回の指定につきまして、答申いただきました場合におきましては、速やかに官報掲載の準備を進めさせていただいて、10月上旬の告示を予定しております。指定された事業者におかれましては、遅滞なくこの告知の後、電気通信事業に関して届出を行っていただくことになっております。

最後に、資料の下の表のとおりでございますが、今般、年次報告が1,000万人を超えたことで指定させていただく事業者です。今回はこういうことになっておりますけれども、新たに1,000万人以上の事業者が出てきた場合、あるいは、1,000万人未満となった場合、これらについては、毎年の報告を基に新たに指定する、あるいは、それを解除する告示の改正を行ってまいります。

具体的には、マイクロソフト・コーポレーション、それからGoogle LLC、LINEヤフー、これが検索の対象で、表の右側に参考としてサービス名をつけております。また、媒介相当電気通信役務は、同じくGoogle LLC、LINEヤフー、Meta Platforms, Inc、TikTok、それからXと、これらの者を指定させていただきたいと思っておりますのでございます。

これらを全部、御説明させていただいた上で、冒頭の諮問書で、今申し上げた事業者を指定する告示案を資料にお付けしているところでございます。どうぞ、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、御意見、あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。内容につきまして、大変明確であろうと思えますけれども、もし何か御意見、あるいは御質問がございましたらお願いいたします。

○山下部会長代理 質問よろしいでしょうか。

○三友部会長 どうぞ、お願いいたします。

○山下部会長代理 前にも伺ったように思うのですが、1,000万人の利用者を、どのように把握されるのかなということです。何か登録したり、ユーザーが登録したりするものであれば数えることができると思うのですが、そうでないものもあるのではないかと、それから、媒介相当電気通信役務は、新しいものが結構どんどん出てきたりしているかなと思うのですが、そういうものが、自分ところは1,000万人に達したから届出をしなければと意識するようなシステムになっているのかなと思いました。以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、総務省から御説明お願いできますでしょうか。

○西潟データ通信課長 御質問ありがとうございます。今、2点御質問いただきました。

1点目の利用者数ですが、例えば、直接今回のお諮りする対象ではないですが、例えばGoogleでGメールを使っている人がたくさんいらっしゃると思いますが、Googleが幾つメールアドレスを出しているのか、今まで何人の登録を受けているのか、こういったものについて、彼らは彼らなりのやり方で、例えば携帯電話事業者の契約数の数え方と少し違う部分もあるかと思えますけれども、例えば有価証券報告書であったり、そういったところでもアクティブユーザーという数を出しております。このアクティブユーザーを、月間のアクティブユーザー、例えば、今月のアクティブユーザーは何人だったかを事後で有価証券報告書により報告されてくるわけです。そういった数字を彼らは持っていると思うので、その数字を12か月分の平均値でいた

できました。それで1,000万人の閾値を超えた場合については、今回のような形の
流れで、指定なり、その前にお諮りをさせていただくこととなります。

それから、2点目の新しいサービスにつきまして、総務省でも、ある程度のところは
見ております。当然、報告規則で、1,000万人となっていなくとも、SNSや検索
サービスを含めて、サービス提供事業者からは、加入数の報告はいただけるように
なっておりますけれども、そもそも山下部会長代理がおっしゃられたとおりで、御自身で、
自分がそれに該当しているかどうか分かっていच्छやらない、あるいは、例えば法務
部門がグレーゾーンかなと思っていच्छやするような人からは、総務省に当然問合せを
いただいていますし、これが明らかな話であれば、これは総務省からアプローチをさせ
ていただいて、例えば、報告はどうなっていच्छやいますかとか、そういったことを
お話をさせていただくことは、日々、検索情報電気通信役務あるいは今回の媒介相当電
気通信役務に限らず、特にデータ通信課がアドバイスを担当させていただいております。
そういったことは、こちらのサービスでも引き続きやっていく。これはまさに監督の部
分で、電気通信事業部でやらせていただくことになろうかと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長代理 分かりました。ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。把握できるのはアクティブユーザーですので、
その数字が基準となるとの御説明でございました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかに御意見がございませんようでしたらば、諮問第3170号につ
きましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、案のとおり
答申したいと思えます。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3171号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3171号「電気通信事業施行規則等の一部改正に
ついて」、総務省から説明をお願いいたします。

○廣瀬料金サービス課課長補佐 料金サービス課でございます。諮問第3171号につ

いて御説明させていただきます。資料137-2、電気通信事業法施行規則等の一部改正についてでございます。

資料の通し番号、資料下では3ページ、右肩のページ番号で1ページを御覧ください。改正案の概要でございます。

指定設備の接続制度については、これまで「接続料の算定等に関する研究会」において、議論・検証を進めてきたところでございます。今般、接続料の算定等に関する研究会において、第7次報告書が取りまとめられましたので、同報告書の内容を踏まえ、接続制度の一層の改善を図るとともに、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備を行うため、関係省令等の改正を行いたいものでございます。

主な改正事項でございますが、(1) 第一種指定設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し及び(2) 第二種指定設備の接続料算定に係る様式等の見直し、これらは接続料の算定等に関する研究会の報告書を踏まえたものです。また、それ以降の(3) から(5) までにつきましては、例えば固定電話網のIP網への移行に伴うマイラインの廃止など、接続制度に係る状況変化等を踏まえた所要の改正となっております。具体的な内容について、次ページ以降で御説明させていただきます。

なお、今回の省令改正等については、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要さない事項を一体として改正するものでございます。最後に改めて御説明しますが、意見募集に当たっては、諮問を要しない事項も含めて、総務省で実施させていただければと考えております。

それでは、資料を1枚おめくりいただいて、右肩2ページを御覧ください。(1) 第一種指定設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直しでございます。接続料の算定等に関する研究会では、令和5年度以降の加入光ファイバ接続料の改定に向けて、第一種指定設備の接続料における適正利潤の算定方法について議論を行いまして、記載のとおりですが、①β値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当。②主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、長期安定的な指標である長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当との結論を得たところでございます。

このうち、①については、省令の改正を要さない事項でして、既に令和5年度の接続料の改定等に当たりまして、この考え方に基いて算定された接続料の認可申請がございまして、先般、当審議会でも御審議いただいた上で認可してございます。

今回、②について、これも当該接続料の認可申請に当たり、3条許可による省令に基づかない算定方法を用いることを認めた上で、この考え方に基づいた接続料算定が行われ、これを認可したところではありますが、今般、一種接続料規則を改正することにより、接続料の算定等に関する研究会の結論を省令上の適正利潤の算定方法に反映するものでございます。

具体的な改正点ですが、右下の規定の趣旨のところを御覧ください。これまでは、期待自己資本利益率の算定に用いる主要企業の自己資本利益率について、上場企業の実績財務データにより算定をしておりましたが、最近では新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きな変動が生じておりました。接続料の算定等に関する研究会の結論を踏まえ、主要企業の平均自己資本利益率の算定に当たっては、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを使用することとされました。この指標は、電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含んでおりますところ、現在の省令では、他産業における主要企業の平均自己資本利益率を参照するとされておりました、この「他産業の」という規定を見直すものでございます。

続きまして、右肩4ページを御覧ください。(2)第二種指定設備接続料算定に係る様式等の見直しでございます。こちらはモバイル、第二種指定設備の接続料になります。第二種指定設備の接続料は、二種接続会計規則により整理される接続会計等を基礎として算定され、接続料を含む接続約款の届出に当たり添付される算定根拠の資料は、電気通信事業法施行規則に様式が規定されてございます。

接続料の適正性について、毎年度、算定根拠を基に総務省で検証を実施した上で、接続料の算定等に関する研究会において算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けた検討を行っているところでございます。今般の改正は、研究会第7次報告書を踏まえまして、①接続会計における費用配賦の検証のための様式追加、②算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加を行うものでございます。

具体的な改正の内容ですが、まず、下の図は接続料算定における原価抽出プロセスの概要でございます。3ステップございますが、ステップ1の部分が、接続会計において、移動電気通信役務全体に係る営業費用を音声伝送役務に係るものとデータ伝送役務に係るものに分けて整理するステップになります。この際に使用する配賦基準について、その原則が二種接続会計規則で規定されておりました、例えば施設保全費や減価償却費といった費用については、関連する固定資産価額比によって配賦することとされておりました。

した。また、同省令によりまして、各社が接続会計の提出、公表に合わせまして、資産や費用の配賦の基準及び手順を記載した配賦整理書の作成・公表が求められてございます。今般の改正は、配賦整理書の様式を規定しまして、資産及び費用の配賦の検証を可能とするものでございます。

右肩6ページを御覧ください。具体的な改正の内容について、右側の規定の趣旨の部分でございます。接続料原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費の音声及びデータへの配賦基準が固定資産価額比となっておりますので、まずは固定資産価額の配賦のプロセスを総務省で検証することを可能とするため、左側でございますような別表第5、役務別固定資産整理表の様式を追加したものです。

具体的には3つの表から成っております、1つ目が、固定資産の区分ごとに音声／データに直課しているもの、配賦しているものの総額、それぞれを記載するもの。2つ目が、直課している主な固定資産の項目及び具体的な価額や直課する理由を記載するもの。3つ目が、配賦している主な固定資産の項目、価額及び具体的な配賦基準やその数値、また、その配賦基準を適用、採用する理由を記載していただくものです。これらの表は固定資産の配賦に係る様式でございますけれども、減価償却費や施設保全費といった費用自体の配賦についても同様の様式、3表から成る様式を別表第6、移動通信電気通信役務費用整理表として規定いたします。

次のページを御覧ください。続きでございますが、現行の規定では、接続会計報告書、配賦整理書は全て公表することになっておりますが、今般追加する様式に記載される内容は、一部事業者の経営情報を含む可能性がございますので、これらの様式については、公表しないことができる旨を規定しております。

以上が①費用配賦の検証のための様式追加の御説明です。

続いて、②ですが、こちらは算定根拠における予測値の算定方法に関する記載の追加です。こちらは将来原価方式で算定しておりますデータ接続料、この算定に必要な原価の予測値の精緻化のため、既存の原価の算出に係る様式において、予測値算定のための計算式や具体的な値の設定における将来の見込みの考え方について、費用区分ごとに細かな粒度での記載を求めるという内容を追記するものです。

また、予測と実績の差異や予測と予測の差異が発生したような場合には、その要因分析の結果を次の予測値にもしっかりと反映していただくということを求める旨を追記してございます。将来原価方式の接続料算定に当たっては、費用、利潤、需要の3つについ

て予測値が必要になりますので、今般、左に掲載しているものは費用に関する表ですが、利潤と需要についても同様の規定を追加しております。また、MVNOガイドラインにも対応する記載を追加いたします。

右肩 8 ページを御覧ください。(3) 固定電話網の I P 網への移行等を踏まえた法定機能等の見直しの①優先接続機能(マイライン)の廃止でございます。マイラインは、N T T 東西の加入電話の利用者があらかじめ中継事業者を選択できるサービスでございますが、固定電話網の I P 網への移行に伴い、令和 6 年 1 月にマイライン自体が廃止されることになっております。これに伴い、これまでマイラインの実現のために、アンバンドル機能として設けておりました優先接続機能、これを一種接続料規則から削除するものでございます。

次のページを御覧ください。マイラインでございますけれども、これが廃止されると、マイラインを提供していた他事業者が有していた顧客基盤の一部を失う可能性がありますので、これを確保する観点から、N T T 東西から希望する事業者に対して、代替サービスとしてメタル I P 電話の通話サービス卸、メタル I P 通話卸と呼ばせていただきますが、これが提供されることとなっております。今般、事業者間協議を踏まえてメタル I P 通話卸の提供条件等が決定されまして、結果的に、マイラインを提供していらっしゃる事業者 7 社のうち 2 社、具体的には K D D I とソフトバンクにおいて、法人向けに限って、メタル I P 通話卸によるサービスを開始する予定となっております。

メタル I P 通話卸についてですが、資料の下に抜粋を記載しておりますけれども、平成 2 9 年の情報通信審議会答申において、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性、適正性、公平性の観点から、この代替サービスによって、マイライン代替サービスの提供が現実的と認められるかどうか、総務省において提供条件について検証を行うこととされておまして、これを受けまして、今般、総務省において検証を行っております。この場をお借りして、その結果について御説明をいたします。

次のページでございます。まず、左側がメタル I P 通話卸の提供条件になります。詳細の御説明は割愛いたしますけれども、N T T 東西が提供するメタル I P 電話の通話サービス部分を他事業者に卸す内容でございます。卸料金の具体的な水準については、委員限りとさせていただきます。

右側の検証結果の部分でございます。先ほどの答申では、透明性、適正性、公平性の 3 つの観点から、代替サービスの提供が現実的なものかを検証することとされております。

すけれども、まず、透明性については、提供条件について、その案をNTT東西が全てのマイライン提供事業者に公表した上で、かつ事業者間協議を経て合意、決定されたものでございます。また、今回、非公表とすべき部分を除いて、主な提供条件を公表しております。

次に、適正性ですが、卸料金については、NTT東西の利用者料金との関係を見ますと、スタックテストにおける営業費相当額の基準値を参照しても問題が認められない水準に設定されております。このこと等から適正性を欠くものではないと考えられます。

また、公平性についてですが、実際に利用される事業者2社に対する提供条件に全く差異はございませんし、NTT東西のサービスとの差異についても、卸提供のために必要な点に限られていることから、結論は最後の部分でございますけれども、少なくともマイライン廃止時点においては、メタルIP通話卸によって、マイライン代替サービスの提供が現実的と認められるとしております。

以上が、マイラインの関係になります。

次は、資料が飛びますが、右肩15ページを御覧ください。(3)②利用のない機能の廃止になります。先般、NTT東西の令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款の変更の際に、固定通信分野における状況変化等により、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的な利用意向がないことも確認されたアンバンドル機能について、3条許可により接続約款に接続料を設定しないなどの取扱いを行ったところでございます。

今般、これらの機能について、一種接続料規則から削除するとともに、専らこれらの機能のために設定される標準的な接続箇所に係る規定や接続会計上の費用区分を削除するものでございます。また、これに伴いまして、いずれの機能でも使われなくなる設備、具体的には、NTT東西の地域IP網の交換設備等について、一種指定設備の範囲から除外させていただくものです。廃止する機能、具体的には、資料に記載の3つになります。

次に、少し飛びまして、右肩20ページを御覧ください。(4)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直しでございます。こちらは政府全体の取組でございますが、昨年6月にデジタル臨調の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が発表されておまして、いわゆるアナログ規制の見直しが求められております。今般、接続・卸関係の規制について、事業者に求めている事項について見直しを行うものでございます。

具体的な改正について、右側、規定の趣旨の部分でございますが、こちらは一種、二種、固定、移動ともに共通する内容になりますけれども、現在、接続約款や指定設備を用いる卸役務の契約約款の公表については、営業所その他の事業所及びインターネットにおいて公表を行うこととしておりました、また、接続会計報告書等、これについては、営業所での備置き及び刊行物の発行等による方法による公表を行うこととしております。

これらの約款や接続会計報告書等については、広く電気通信事業者に周知されることももちろん必要でございますけれども、その趣旨及び指定設備設置事業者側の業務効率化等の観点を踏まえれば、インターネットにおける公表が行われれば、これで必要十分と考えられますので、これらの公表を今般インターネットの利用によることとし、その他の規定を削除させていただきたいものでございます。

最後、右肩 2 1 ページ、その他所要の規定整備でございます。①所要の規定整備のところでございますが、ここから細かい話になりますが、これまで御説明した改正に合わせて、例えば、特定卸役務に関する協議命令の申立てについて、これまで本省に申請していただくこととしておりましたが、総合通信局を経由して行うことができることとする規定整備をさせていただいております。

それから、2 ポツ目のところは、若干接続制度からユニバーサルサービス制度にはねることになりますが、先ほど接続約款の公表をインターネットの利用によることとする見直しについて御説明しましたが、電話のユニバーサルサービスを提供する第一種適格電気通信事業者が第一種指定設備や第二種指定設備以外の設備を使ってユニバーサルサービスを提供する場合には、その設備に係る接続約款を公表する義務があるとする規定が電気通信事業法にございまして、この規定については、先ほどの接続約款の公表と同じように、インターネットのみで問題ないとする規定整備をしております。

②施行日、経過措置等ですが、施行日につきましては、マイラインの廃止に伴う改正については、マイラインの廃止が令和 6 年 1 月となっておりますので、これを待ってから令和 6 年 3 月 1 日に施行することを予定しております、それ以外の改正については、公布日施行とさせていただいております。

最後に、今後のスケジュールについて、右肩 2 2 ページを御覧ください。本日諮問させていただきまして、この後、1 か月程度の意見募集、それから接続に関する部分については再意見募集も行いまして、1 1 月下旬に答申をいただければ、その後速やかに制定公布する形で進めていければと考えております。

なお、冒頭申し上げましたとおり、今回の改正は必要的諮問事項と、諮問を要さない事項を一体として改正するものでございますので、意見募集の手續については、これらを合わせて、総務省で実施させていただければと考えております。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問ございませんので、本件につきましては、総務省から諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等において掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

なお、本件のうち、接続等に関する事項に係る意見招請は、2回実施することとなっておりますので、1回目の意見の募集期間は、9月20日水曜日から10月19日木曜日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから接続委員会において調査検討いただいた上で、最終的に、当部会としての答申をまとめることとしてはいかがと思ひます。

なお、第一種指定電気通信設備接続会計規則等の改正に伴いまして、本来であれば、電気通信事業法施行規則のうち、第一種適格通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等に係る所要の改正につき、ユニバーサルサービス委員会で調査、検討いただく必要がありますが、後者は前者の改正に伴う形式的な改正となりますので、ユニバーサルサービス委員会で調査を不要とさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、その旨決定させていただきたいと思ひますけれど、特に御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それでは、その旨決定させていただきたいと思ひます。

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金

の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可) について
【諮問第3172号】

- 三友部会長　　続きまして、諮問第3172号「電気通信事業法第109条第1項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可) について」、総務省から説明をお願いいたします。
- 宇仁基盤整備促進課課長補佐　　それでは、御説明をさせていただきます。資料の137-3を御覧ください。

まず、1ページでございます。諮問書でございますが、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会から、令和5年9月11日付で電話のユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金の額等について、認可申請があったものでございます。こちらの申請について、認可することとしたいと考えておりますので、諮問させていただきます。

2ページを御覧ください。申請概要でございます。3の申請の概要の①、②でございますけれども、中身につきましては、第一種交付金の額及び交付方法の認可、第一種負担金の額及び徴収方法の認可でございます。交付方法及び徴収方法に係る認可申請につきましては、例年同様となっております。

第一種交付金の額と第一種負担金の額等の詳細な説明につきましては、参考資料を用いて御説明をさせていただければと思いますので、12ページ以降の参考資料を御覧ください。まず、13ページでございます。令和4年度におけるNTT東日本、NTT西日本の電話のユニバーサルサービス収支表でございますが、NTT東日本でマイナス247億円、NTT西日本でマイナス341億円の赤字でございました。NTT東日本、NTT西日本の合計でマイナス588億円となっております。

続いて、14ページでございます。電話のユニバーサルサービスに係る原価収益に基づく補填対象額の算定についてでございます。算定規則の制度改正によりまして、昨年度と比較して、算定方法の中で2点ほど変更がございます。1つ目は、IP網の移行のためにLRICモデルのうち、PSTNモデルと、それからIPモデル、それぞれでコストを算定した上で、PSTNモデルについては91%、IPモデルについては9%を

それぞれ乗じた加重平均により算定を行います。これが1点目です。

2点目は、公衆電話のコスト算定についてでございます。同じ14ページ、資料の下でございます。今年度よりLRIC算定した原価と収支表上の収入により算定した収支、それから実際の費用に報酬額を加えたものと収支表上の収入により算定した収支を比較し、その低いほうを採用することとなっております。こちらは昨年度まで、LRICモデルのコストを用いておりましたが、それによって算定された補填額が実際の収支を上回っている状態となっておりますので、それを是正したものとなっております。

いずれも制度改正によりまして、算定規則に既に規定されておりますため、今年度の認可の算定は、それに基づいて算定した結果となっております。そのほかは、例年通りの算定となっております。

それでは、15ページを御覧ください。まず、加入電話の基本料でございます。ベンチマーク方式によりまして算定した結果、資料の右下にございますとおり、補填対象額は27億円となっております。

続きまして、16ページを御覧ください。加入電話の緊急通報に係るものでございます。補填対象額は基本料の高コスト上位4.9%の加入者回線数に対応した原価となっております。資料の下にございます、2,800万円が補填対象額になります。

17ページから19ページまでが第一種公衆電話に係るものでございます。17ページの市内通信については、補填対象額は、資料下の表の合計欄にございますとおり39億円。18ページの離島特例通信については、同じく資料下の表の合計欄にありますとおり500万円。最後、19ページになりますけれども、第一種公衆電話の緊急通報に係るものが300万円。これらが補填対象額となっております。

それから20ページを御覧ください。補填対象額と番号単価でございます。まず、補填対象額は、先ほど申しましたものを加算しまして、合計が、資料の右側、赤い四角で囲んでいる部分の一番上にございますけれども、約67.2億円となっております。昨年度と比較して、補填対象額が約4億円増加しておりますが、主立った要因としては、本年度の算定より、第一種公衆電話の撤去費用が含まれていることによるものでございます。これに支援業務費の4,100万円、それから予測前年度過不足額の9,500万円をそれぞれ加えまして、それを予測電気通信番号の総数で割ることによって、番号単価が算出されます。

その結果でございますけれども、資料の下にございますとおり、1番号につき月2円

となっております、昨年度と同様の合算番号単価となります。

続きまして、21ページを御覧ください。昨年度の認可の際と同様となりますけれども、今年度においても1点、イレギュラーな措置をさせていただいております。具体的には、今年度の電話のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額においては、原価から、小笠原母島ビルから大崎ビルの間の子線点、R T-G C間伝送路に係る費用、これを除いて原価を算定してございます。21ページの文書に記載している内容を22ページ以降の図表を使って御説明いたします。

22ページを御覧ください。理由でございますけれども、小笠原の母島ビルから大崎ビルの間については、2021年度までは、これはR T-G C間伝送路でありまして、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外となっていたものでございます。しかしながら、昨年の2022年度の費用整理の中で、加入者回線数の減少によりまして、母島ビルが局設置F R Tと判定され、その費用が基礎的電気通信役務の原価に含まれることとなりました。2023年度におきましても、同じ判定がされましたため、この結果、加入者回線の単価が大幅に上昇することになったものでございます。

母島のビルの加入者回線単価ですけれども、24ページの資料左の図表を御覧いただければと思います。小笠原母島ビルがほかのビルと離れて28.9万円になっており、ほかのビルの加入者回線単価と2021年度までのものと比べまして、著しく高額となっております。このため、交付金の額と負担金の額を適正に算定することを目的としまして、原価については、昨年度と同様、小笠原母島ビルから大崎ビルの間の子線点R T-G C間の伝送路に係る費用を除いて算定することとしたいと考えております。

この点については、算定規則第3条ただし書によりまして、総務大臣の許可が得られた場合は、算定規則によらない算定ができることとなっておりますので、今回、この許可を行いたいと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、10ページ、11ページにお戻りください。審査結果でございます。10ページ、11ページの審査事項に照らしまして審査したところ、いずれも適と判断させていただいたものでございます。よって、本件認可申請は、審査基準に適合していると認められるので、認可させていただければと考えている次第でございます。

私からの説明は以上です。御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらチ

ャット機能にてお申出をください。いかがでしょうか。

○矢入委員 質問よろしいでしょうか。

○三友部会長 どうぞ、お願いいたします。

○矢入委員 母島の例が出ておりましたが、これは一つの例でしょうか。例えば、母島のそばに父島とかもあります。一番計算が厳しい例でよろしいでしょうか。それとも幾つか離島で同じような計算ができるようなものがあつた場合に、その中からランダムサンプリング的に持ってこられているのか教えていただければと思います。

○三友部会長 総務省、いかがでしょうか。

○宇仁基盤整備促進課課長補佐 御質問ありがとうございます。これはもともと算定におきましては、LRICモデル上の設備構成に従って算定をしているものでございます。今回の算定の中で、大崎ビル、小笠原母島ビルは本来のLRICモデルで判定されたものと違う算定方式を使っておりますため、今回このような形で出ささせていただいております。したがって、ほかの離島については、LRICモデルにおける設備構成に従って算定をしているものでございます。

○矢入委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。そのほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見、御質問ございませんので、本件につきましては、総務省から諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、9月の20日水曜日から、10月19日木曜日までといたしますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 特によろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。それでは、お認めいただいたということでございますので、その旨、決定することといたします。どうもありがとうございました。

報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

○三友部会長　　続きまして、報告事項に移ります。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について」、総務省から説明をお願いいたします。

○宇仁基盤整備促進課課長補佐　　それでは御報告をさせていただきます。資料137-4を御覧ください。

NTT東日本、NTT西日本より電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し、講じた措置についての御報告となります。

1ページを御覧ください。令和4年の制度改正によりまして、第一種公衆電話の設置基準が見直されたところでございます。この制度改正の過程におきまして、情報通信行政・郵政行政審議会の答申と総務省からの要請によりまして、NTT東日本、NTT西日本に対して、第一種公衆電話の削減の計画と、その実績等の進捗報告を求めたものでございます。今回、令和4年度の進捗の報告が参りましたため、その御報告となります。

2ページを御覧ください。設置基準の緩和によりまして、令和13年度までに3万台を削減する計画をしております。令和4年度は、前年度から8,000台を削減する計画をしているものでございます。内訳は資料の左下の図となりますが、2社とも4,000台となっております。合計で8,000台を計画していたところ、今年度の実績は計画を上回り、1万2,971台が撤去されたものでございます。

主立った理由としては、当初の8,000台を計画した際に、公衆電話を実際に設置している土地や建物の管理者との折衝や、実際の撤去に一定の期間が必要だろうと見込んでおったところ、実際には、管理者の御理解、御協力を得ることができたため、計画よりも上回ったものでございます。資料右側の費用については、委員限りとさせていただいております。

御報告は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○三友部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様方の御意見、あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。当初の計画よりも多い台数が削減されているとのことでございます。特によろしいでしょうか。

この件につきましては、報告事項でございますので、皆様の御承認を得る内容ではご

ざいませぬ。もしよろしければ、以上の説明をもって皆様の御了解を得たとさせていた
だきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。この機会に委員の皆様から何か
ございますか。よろしいでしょうか。

○森委員 お願いします。

○三友部会長 どうぞ、お願いいたします。

○森委員 最初の諮問第3170号のところで、山下部会長代理から御質問がありました
ので、それについて考えていたのですけれども、ルール自体は、令和4年改正で前に
改正されているわけですが、指定の段階になって、御指摘のようにどうやって1,00
0万人を把握するのか、あと媒介相当電気通信役務がいろいろ出てくるのではないか、
SNS等や動画共有サービスがありますけれども、これが生成型AIを使って、動画だけ
じゃなくいろいろなもの、例えばゲームアプリとか、そんなものまで共有サービスが
出てくるかもしれないことは全く御指摘のとおりだと思ひています。

しかし、ここで従来の電気通信事業法の電気通信設備を基本にした考え方から、我々
の目の前にあるのは本当にサービスだけですので、1,000万人以上のサービスにな
りますと、多くの人々がそれを一定時間使っている。そのときに、媒介相当電気通信役務
ですと、やはりそこには投稿者とそれを見ている利用者の間の実質的なやり取りが発生
する、実質的な通信があるわけだと思ひます。ですので、そういったものは媒介機能自
体も守られなければいけませんし、その先に、そういった大規模な事業者が保有するユ
ーザーデータの問題があると思ひます。

ですので、これから設備からサービスへの電気通信事業法の変化は、これは不可避な
ものだと思ひますし、その中で、利用者に関するデータを保護する方向性を令和4年改
正は持っていましたので、そのような形で電気通信事業法が大きく変わって行って、そ
こについてのルールもどんどんこれから変えていかなければいけませんし、新しいサー
ビスが出てくるたびに、それが大きくなるたびに、それが実質的な通信であったりすると、
そういうことを今までとは違う判断のしにくさですよ。設備であれば、本当に一部の
人しかできなかったわけですが、サービスになりますと、クラウド等を使って
様々な事業者が参入して、様々なことができるようになって、それがあつという間に大
きくなったりするような、そういう変化の時代にあることを審議会としても考えていか
ないといけぬ。真正面から覚悟しないといけぬのかなと思ひました。

すいません。感想のようなことをだらだら言って大変失礼いたしました。

○三友部会長　ありがとうございます。大変重要な御指摘だと私も思います。ぜひその点、留意しながら、実際の施行をお願いしたいと思います。

総務省から、御回答あるいは御説明はございますでしょうか。

○西潟データ通信課長　森委員の御指摘ありがとうございます。

私どもとしては、今回、いろいろ検討させていただく中で1つあったのは、実務をやっている中での感想でもありますけれども、1,000万人は結構大きい。なので、趣旨に立ち返って、利用者や利益に対する影響の大きいものはしっかりやっつけよう。他方で、今、森委員のお話として、どちらかというところ注意喚起の部分が多かったと思えますけれども、他方で、いろいろなサービスが次から次へと生み出されていくのがICT分野の活力といいますか、大げさに言えばイノベーションの部分もあるので、ここの部分は過度にくじかないようにもしないといけない意味で、今回、誰がどれぐらいとするかをお諮りさせていただいたわけですが、ここに至るまでのいろいろな御議論いただいて、ここにいと認識しておりますし、森委員おっしゃったとおりのところもあります。

引き続き総務省としても、力を合わせて、不断の見直しといいますか、あるいは、状況の注視は継続して取り組んでまいりたいと思っております。

以上とさせていただきます。

○三友部会長　ありがとうございます。森委員、よろしいでしょうか。

○森委員　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

○三友部会長　引き続きよろしく願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局からございますでしょうか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

事務局から以上です。

○三友部会長　ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。朝からありがとうございました。以上でございます。

閉 会